

2015年4月16日

東京大学  
総長 五神 真 殿

東京大学職員組合  
委員長 遠藤 基 郎



### 就業規則改訂案の団体交渉前決定に対する抗議書

今回、3月31日の東京大学職員組合との団体交渉は、2月18日提示の就業規則改定を話し合うことを議題としていた。今回の改訂は、給与に関わる不利益変更が含まれており、労使間の合意形成が必須である。このため、当該職員組合との交渉を経て、組合の意見を反映させた形での改訂を行うことが担保されるべきであり、このことは、法制度上でも明らかである。にも拘わらず、東京大学は交渉以前の、3月26日の役員会においてすでに決定をして、組合との交渉に臨んだ。この事実は、労働契約法（及び労組法）に照らして著しく不当な行為であり、強く抗議するものである。

あわせて以下の2点について、回答を要求する。

- ① 予定されていた団体交渉より前に、新就業規則の施行を決定していた理由を説明せよ。  
とりわけ、今回の就業規則の改定は、賃金という最も基本的な労働条件を不利益に変更するものであるが、それでも、団体交渉予定日より前に、既に施行を決定していた理由を説明せよ。
- ② 相当期間、新就業規則の施行を延期せよ。

以上